

令和5年度

第1回岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会議事録

日時 令和5年5月30日(火)

15:00～16:30

岐阜市教育研究所中舎3階大会議室

【教育長】

岐阜市は平成26年度より、「岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会規則」を制定し、岐阜市単独で教科書採択を行っていること。

本年度のこの会は、①来年度から岐阜市立46小学校、約2万人が使用する道徳を含む「各教科」の教科用図書について検討する会であること。②中学校について、本年度使用している教科用図書を来年度も継続使用することを確認する会であること。

【事務局】

ここで、委員の皆様にお願ひがある。

検討委員は、様々な立場から参加している。この岐阜市で学ぶ子どもたちの学習が充実するような教科用図書採択のための検討が行われるよう、特に、学識経験者・各種団体の推薦として出席いただき、地域の子どもたちや学校の状況などを踏まえて、幅広い視野からご意見をいただきたい。

なお、本会議は、8月31日まで秘密会議で開催している。本会の内容については、会議後に他言しないよう願う。

なお、資料については、教科用図書採択の公正確保のため、この検討委員会終了後に回収する。

続いて、教科書採択の仕組みについて、教育推進係から説明する。

資料6ページ。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によれば、市町村立の学校において、児童生徒が使用する教科書の採択権者はその学校を設置する市町村教育委員会。採択権者である岐阜市教育委員会は、都道府県教育委員会の選定資料を参考にすのほか、独自に調査・研究をしたうえで、1種目につき、1種類の教科書を採択することとされており、その判断と責任において、7月の教育委員会定例会をもって採択を行うこととなっている。本検討委員会の目的は、その教育委員会定例会に上程する議案を議決するものである。

なお、岐阜市を除く岐阜地区の市町教育委員会では、同様に採択権者は市町教育委員会だが、採択にあたっては採択地区を設置し、地区内の市町教育委員会が採択

地区協議会における協議の結果をもとに、種目ごとに1種類の教科書を採択することになっている。また、採択は、使用年度の前年度の8月31日までに行われなければならないこととなっている。

資料7ページ。義務教育諸学校用教科書については、原則として4年間、同一の教科書を採択することとされている。使用年度を「5年目」としたときに、1～2年目には各教科書発行者が著作・編修を行い、3年目に文部科学大臣の検定を受けることとなっている。4年目、いわゆる小学校の教科書で言えば、本年度の前半（8月31日まで）に、採択を行い、後半に需要数報告に基づき、製造と供給がなされる。そこまでの動きがあつて初めて来年度、使用開始となる。

【教育長】

委員会規則第5条第2項で、「委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」と定められている。

委員13名中、本日は12名が出席、本会議は成立する。

これより議事に入る。

第1号議案について、事務局から説明願う。

【事務局】

「岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会運営方針（案）」についてにあるように、本会の目的は岐阜市立小中学校の教科用図書採択に関する検討を行い、採択権を有する岐阜市教育委員会に採択候補教科用図書の調査結果を議案として上程すること。

資料37ページ。本年3月に出示された文部科学省からの通知。資料37ページに「教科書の調査研究の充実等について」とあるが、その次の38ページの（ウ）「調査研究の充実」のところを読む。（ウ）教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、教科等ごとに適切な数、配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実を努めること。とある。この部分が、本検討委員会の役割。

資料8ページ。その目的を達するために、2の「調査研究員」を決定する。3の「検討事項」としては、「採択に係る日程」等、本日及び次回の議案となる事項について検討する。4の会議のあり方については、検討委員会規則第5条にある通りである。5の「開催日程」は、本日を含め2回を予定している。第2回で議決が調わない場合は、第3回を予備日として予定している。

以上、会の運営方針や役割について説明させていただいた。

第1号議案について質問はないか。(質問無し)

採決する。第1号議案の「岐阜市立義務教育学校教科用図書採択検討委員会運営方針」(案)について承認いただけるか。いただける方は挙手願う。(全委員挙手により承認)

挙手多数により承認。

【教育長】

続いて、第2号議案について、事務局から説明願う。

【事務局】

資料9ページ「令和5年度岐阜市教科用図書採択に係る日程(案)」。採択に関わっては、左端に記載されているとおり、県は、県の「教科用図書選定審議会」及び「県専門調査委員会」を設置し、調査研究を進めている。ただし、県の調査は、各教科書の特徴を明らかにするためのものであり、教科書の優劣をつけるものではない。岐阜市としては、最終的に採択する教科書を選定しなければならないので、本日の検討委員会で「調査研究員の決定」及び「調査研究の方向性」を検討する。その後、6月13日(火)、26日(月)、7月3日(月)の3回の調査研究員会を行う。

その結果を7月18日(火)の第2回本検討委員会で報告。岐阜市の小学校「各教科」の調査研究内容を検討し、教育委員会へ上程する調査結果を議決する。なお、予備日として19日(水)の午前中をあてている。

その議決を7月26日(水)の教育委員会定例会に報告、最終的な採択を行う。採択結果については、8月末までは非公開とし、9月1日に岐阜市のホームページで公開する。

【教育長】

以上、日程(案)にかかわる第2号議案を協議願う。

第2号議案について質問を受ける。質問はないか。

【委員】

①採択検討委員会は来年度は行われぬのか。②検討委員会の運営方針は説明があったが採択そのものの方針は示されるのか。③7月18日に採択案を決めるとあるが、この委員会で各教科1つを決めるのか。

【事務局】

①来年度は中学校で使用する教科書の採択替えの検討を行う。

②第2回を実施した後に、教育委員会定例会に検討結果を上程する方針。

③この会で、1種目1つの案を決定し、教育委員会定例会において採択する。

【委員】

来年度は、このメンバーは変わるということによいか。

【事務局】

辞令書にもあるように、令和7年度末までを委嘱している。しかし、充て職で委嘱している方が、人事異動等で所属が変われば変更する。来年度は中学校の教科書採択なので、充て職も中学校長等に変更となり委員も変わる。

【教育長】

第2号議案について質問はないか。(質問無し)

採決をする。第2号議案の「令和5年度岐阜市教科用図書採択に係る日程(案)」について承認いただけるか。いただける方は挙手願う。

(全委員挙手により承認) 挙手多数により承認。

続いて、第3号議案について、事務局から説明願う。

【事務局】

資料10ページ。今回の小学校「各教科」の教科書採択に関わり、一覧のように教科書の見本本が届いている。この中から、岐阜市の児童約2万人にとって最適な教科書をそれぞれの教科について1者採択することになる。

中学校については、次ページ(11ページ)に、「各教科」、現行の採択教科書一覧もつけさせていただいている。

資料12ページ。教科書採択に向けて、「教科書の発行に関する臨時措置法」により「教科書の法定展示会」において、教科書見本を展示することと定められている。本年度の法定展示期間は、6月14日(水)～27日(火)の14日間と定められており、その期間は教科書展示会を資料の3か所で開催する。ただ、法定展示期間以外にも、岐阜市教育研究所においては、常時展示し、いつでも見ていただけるようにしている。

また、法定展示期間においては、教科書展示会場に「意見書」を置き、閲覧した方からの意見を聞き、調査研究員会で参考とする。

【教育長】

以上、教科書展示会に関わる第3号議案について協議願う。

第3号議案について質問を受ける。質問はないか。(質問無し)

この研究所は、常時展示をしている。ぜひ見ほしい。

それでは、採決をする。第3号議案の「見本本」及び「教科書展示会」について承認いただけるか。いただける方は挙手願う。

(全委員挙手により承認) 挙手多数により承認。

続いて、第4号議案について、事務局から説明願う。

【事務局】

資料14ページ。調査研究員の選出基準(案)を資料のように作成している。

市内の小学校の教職員の中から、それぞれの教科について必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員を選出している。

また、検討委員の皆様と同様に教科書採択の直接の利害関係を有する者は排除するようにしている。

調査研究員の人数については、教科による発行者数と学年により、調査研究する教科用図書数が異なるため、国語・書写で最大の11名を、生活科や音楽どの教科で最小の5名としている。

資料15ページから人数及び調査研究員を(案)として提案。人選については、各学校からの推薦、他校からの推薦、及び教育委員会事務局による推薦で作成した。男女比は、男性42名。女性33名の合計75名となっている。年齢については、20代8名、30代21名、40代15名、50代31名の各年代の教職員から選出し、多様な意見を出せるようにしている。

なお、各教科に校長を「主任研究員」として、教頭を「副主任研究員」として位置付け、調査研究のまとめをお願いし、7月18日(火)の第2回採択検討委員会において、調査研究の結果を報告予定である。

【教育長】

以上、調査研究員にかかわる第4号議案を協議願う。

第4号議案について質問を受ける。質問はないか。

【委員】

拡大教科書とデジタル教科書について事務局から補足願う。

【事務局】

拡大教科書は、字を大きくした教科書であり、誰もが使い勝手を良くしたもの、デジタル教科書は、授業でモニターを使って投影できる教科書である。採択後に授業者用として配付される。

【委員】

14ページの選出基準について、「原則、小学校に勤務する教職員から選出」と記載がある。しかし、来年度は中学校の採択であり、中学校の教員から選出するはずである。よって、令和5年度の選出基準と記載しなければ、毎回、小学校の教員から選出するような誤解を生む。年度を限定したタイトルにすべき。

【事務局】

改善する。

【委員】

現在、教師用のみデジタル教科書は入っている。しかし、選定後の来年度は学習者用いわゆる児童用のデジタル教科書が入るということでよいか。

【事務局】

児童用のデジタル教科書の提供ができるということ。実際の導入には、市の予算が関係しているので、現時点で児童用が導入できるとは言えない。

【委員】

無償でデジタル教科書が導入できる教科は無いか。

現時点で市教委には情報が入っていない。

【委員】

英語は、国が前倒しで導入するよう働きかけていると思うがどうか。

検討に上がっていることは知っているが、無償提供の情報は無い。

【教育長】

それでは、採決をする。

第4号議案の「調査研究員(案)について」承認いただけるか。いただける方は挙手願う。(全委員挙手により承認) 挙手多数により承認。

続いて、第5号議案について、事務局から説明願う。

【事務局】

資料9ページ。日程の説明で触れたように、県は岐阜市の調査に先立って調査研究を進めている。5月24日以降には、「調査研究資料」いわゆる調査研究の視点と「調査研究結果資料」いわゆる視点に沿って調査を行った資料が送付されてくる。

それらの県の資料の取り扱い方については、県の資料に左右されないようにすることを大前提としながら、調査研究員に配付し、それらを参考としながら、さらに調査研究を進めることを考えている。

資料20ページ。岐阜市の「全教科の調査研究の視点(案)」をまとめている。

さらに、その全教科共通の調査の視点をもとにして、資料21ページのような様式を用いて「各教科版」を作成した上で、最終的には資料22、23ページにあるような意見書を教科書1者ごとに作成し、最終的には資料24、25ページにあるような一覧にまとめ、次回第2回検討委員会に提案させていただくように進める。

【教育長】

以上、「岐阜市の調査研究資料」にかかわる第5号議案を協議願う。

第5号議案について質問を受ける。質問はないか。(質問無し)

それでは、採決する。

第5号議案の「県の調査研究資料」及び「岐阜市の調査研究の進め方」について

は、事務局の提案を承認いただけるか。いただける方は挙手願う。

(全委員挙手により承認) 挙手多数により承認。

続いて、第6号議案について、事務局から説明願う。

【事務局】

来年度中学校で使用する各教科の教科書は、第2号議案、見本本のところで示した資料26ページの中からの採択となる。

中学校の教科書については、文部科学省からの通知をもとに、岐阜市としては、令和2年度の調査研究の結果や4年間の使用実績をもとにした各教科の教科等指導員からの意見を参考に適切に採択を行い、新たに調査研究員による調査研究を行わないこととしたいと考えている。

【教育長】

以上、中学校教科用図書の調査研究にかかわる第6号議案をご協議願う。

第6号議案について質問を受ける。質問はないか。(質問無し)

それでは、採決をする。

第6号議案の「中学校教科用図書の調査研究」については、事務局の提案を承認いただけるか。いただける方は挙手願う。

(全委員挙手により承認) 挙手多数により承認。

以上で本日の議題は、すべて終了した。

ここで司会を事務局に返す。

【事務局】

それでは、事務局より諸連絡をする。

1点目は、情報公開。9月1日以降、情報公開請求があった場合、委員の名前も公開の対象となる。

なお、研究員の氏名、日程、協議内容等は協議にかかわる期間中の8月31日まででは秘密としている。秘密厳守でお願いしたい。また、部外者からの連絡等何か心配なことがあったら、すぐに、事務局まで知らせること。

また、採択検討委員会にかかわる情報公開は、事務局が窓口となって行う。

2点目は、公正確保。教科用図書採択にかかわる業務については、公正・公平に検討する必要がある。その点、検討委員及び研究員は、外部からの働きかけによって左右されることなく、「学習指導要領に示す目標、内容及び内容の取扱いに即しているか」、「岐阜市の子どもたちの学びに適した教科用図書であるか」等の観点で厳正に調査いただきたい。先ほど話したとおり、本日、配付した資料は、教科用図書採択の公正確保のため、回収する。なお、委嘱状は持ち帰ること。

3点目は、次回の第2回検討委員会。次回は、調査研究の報告を受け、採択候補

教科書を議決する。終日の会議になる。時間は9時30分から16時00分ごろまでを予定している。詳細については、改めてご案内する。